

共通－第 7 号様式 入札書

# 入 札 書

入 札 金 額	月 額 金 円
調 達 件 名	新西清掃事務所機械警備業務

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

	住 所	
入 札 者	商号又は名称	
	職 ・ 氏 名	印
入札代理人	氏 名	印

- 備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。
- 2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

# 入 札 書

入 札 金 額	金
調 達 件 名	円

希望金額の100/110の数字を記載してください。

業務名を記載してください。

仕様書その他の書類、現場等を熟覧のうえ、札幌市契約規則、札幌市競争入札参加者心得及びその他関係規定等を遵守し、上記の金額で入札します。

なお、札幌市議会の議決に付すべき契約に関する条例及び札幌市財産条例の適用を受ける場合においては、同議会の同意を得た後に契約を締結することを承知いたします。

日付は、入札書を記載した日付で記載願います。  
※開札日ではありませんのでご注意ください。

年 月 日

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

住 所  
入 札 者 商号又は名称  
職 ・ 氏 名 印

入札代理人 氏 名 印

備考 1 代理人が入札する場合の訂正は、代理人の印鑑で行うこと（ただし、金額の訂正はできない。）。

2 代理人が入札するときは、入札者の押印を要しない。

様式2

# 委任状

年 月 日

(あて先)  
札幌市長

委任者 住 所  
会社名  
氏 名 印

業務名 新西清掃事務所機械警備業務

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名 印

- 備考
- 1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
  - 2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
  - 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

様式2

# 委任状

委任を受けた日付を記載してください。  
※ 入札1回目から委任を受けた場合は、  
入札1回目に記載した日付以前の日付  
※ 開札日に委任を受けて立会する場合は  
入札日の日付

年 月 日

(あて先)

札幌市長

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

住 所  
委任者 会社名  
氏 名

印

業務名を記載してください。

業務名

私は、上記の入札・見積に関する一切の件を下記代理人に委任します。

記

受任者 氏 名

印

代理人の名前を記載し捺印してください。  
※シャチハタ印不可。朱肉印を使用してください。

- 備考
- 1 見積の場合は、“入札”とあるのを“見積”と書き換えること。
  - 2 代理人（受任者）の印は、入札書に使用する印と同一の印を押印すること。
  - 3 委任状の訂正は、委任者の印鑑で行うこと。

## 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

(あて先)  
札幌市長

住 所  
申出人 商号又は名称  
職 ・ 氏 名

私は、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札（見積合せ）に参加のうえ、落札（決定）者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

## 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

年 月 日

落札者の決定日(通常は開札日)の  
日付を記載してください。

(あて先)  
札幌市長

住 所  
申出人 商号又は名称  
職 ・ 氏 名

会社の住所、会社名、代表社名を  
記載してください。

私は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者であることを、ここに申し出ます。

備考 入札(見積合せ)に参加のうえ、落札(決定)者となり、消費税及び地方消費税の免税事業者である場合、速やかに提出すること。

## 質 問 書

(あて先) 札幌市長

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名担当者  
電話番号

調達件名 新西清掃事務所機械警備業務

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書 3 ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

(記載方法)

別紙4

# 質 問 書

(あて先) 札幌市長

会社の住所、会社名、代表社名、担当者名、電話番号を記載し、質問事項を記載のうえ、契約担当部局にファックスしてください。

質問のある業務の名称を記載してください。

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

担当者  
電話番号

## 調達件名

番号	質 問 事 項
(例)	仕様書3ページ(4)履行場所について、受託者の使用する車両の駐車は可能か。
1	

※欄が不足する場合は適宜用紙を追加すること。

※この様式によりがたい場合は、必要事項を記入した別の様式を用いることができる。

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住 所  
申 請 者 称号又は名称  
(落札候補者名) 代表者氏名 印

下記の調達に係る一般競争入札に係る入札参加資格について、下記 1 の要件をすべて満たしていることを誓約し、下記 2 の書類を添えて申請します。

調達件名  
新西清掃事務所機械警備業務

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」に該当する者であること。
- (3) 札幌市内に本店を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。
  - イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。
- (4) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (5) 令和3年4月1日以降において、毎年度1件以上の警備業務の履行実績があること。（複数年契約の場合、契約期間1年ごとに1件の履行実績とみなす。）
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

2 提出書類

11ページの「入札参加資格審査資料の提出について」を確認し、必要書類を本書とともに提出すること。

(記載方法)

別紙 5

年 月 日

事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書

(あて先) 札幌市長

住

会社の住所、会社名、代表者名を記載して捺印してください。

申請者 称号又は名称  
(落札候補者名) 代表者氏名

印

下記の調達に係る一般競争入札に係る入札参加資格について、下記1の要件をすべて満たして、下記2の書類を添えて申請します。

対象業務の名称を記載してください。

調達件名

新西清掃事務所機械警備業務

記

1 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和8～11年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」に該当する者であること。
- (3) 札幌市内に本店を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。
  - ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。
  - イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。
- (4) 警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。
- (5) 令和3年4月1日以降において、毎年度1件以上の警備業務の履行実績があること。（複数年契約の場合、契約期間1年ごとに1件の履行実績とみなす。）
- (6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等の経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (8) 事業協同組合等の組合がこの入札参加資格を有し、かつ、組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していること。

証明書類を本書とともに提出してください。

2 提出書類

11ページの「入札参加資格審査資料の提出について」を確認し、必要書類を本書とともに提出すること。

## 入札参加資格審査資料の提出について

- 1 事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書（様式1）  
本調書における記載事項の証として、次に掲げる書面を併せて提出すること。
  - (1) 警備業認定書及び営業所設置等届出書の写し（警備業法第4条、第5条、第7条又は第9条の規定に基づく関係書類の写しで、札幌市内の事業所であること、並びにその事業所の警備員指導教育責任者の届出内容が確認できるもの）
  - (2) 届出している警備員指導教育責任者に係る資格証の写し
  - (3) 上記(1)の事業所が社会保険適用事業所であることを証するものとして、当該事業所において警備業務に従事する者の名簿及びそれらの者の健康保険証（事業所名称及び被保険者の氏名を確認でき、かつ有効期限内のものに限る。）の写し〔新規加入等により現在有効な健康保険証がない従事者については、日本年金機構から通知されたその者に係る直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等（資格取得及び随時改定の決定通知書を含む。）の写し〕を提出すること（注1）。
  - (4) 上記(1)の事業所が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写し。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている場合は、その旨を証する書類の写し〔写しがない場合はその旨を証する申出書（任意書式）〕を併せて提出。
  - (5) 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証の写し
- 2 契約実績調書（様式2）  
本調書における記載事項の証として、契約書又は発注書その他発注者が発行した契約実績を証するものの写しを併せて提出すること。

### 【注 意】

- 1 提出の際は、以下の情報についてマスキングした状態で提出すること。
  - (1) 被保険者等記号・番号及び保険者番号（これらの情報が読み取れるQRコードを含む。）
  - (2) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写しにおいて、提出対象でない従事者に関する情報が印字されている場合は、当該対象でない従事者の情報

事業所所在地及び警備業務を営むことを証する調書 (様式1)

1 施設警備に係る札幌市内の本店又は支店等

名 称	所 在 地

※警備業認定書写しのほか、上記の事業所の名称、所在地、警備区分及び警備業務の種別並びに下記2の警備員指導教育責任者の届出内容を明記した申請書又は営業所設置等届書の写しを添付すること。

2 上記1の事業所における警備員指導教育責任者等

氏 名	住 所 (注1)

※警備員指導教育責任者証及び健康保険証(氏名や事業所名が記載された面)の写しを添付すること。

※入札参加資格において警備業法第2条第1項第2号の警備に係る資格も求めている場合は、第1号及び第2号それぞれの警備について選任する警備員指導教育責任者を記載(兼務の場合はその旨を記載)すること。

※機械警備業務の場合は、警備員指導教育責任者のほか機械警備業務管理者を記載のうえ、機械警備業務管理者資格者証の写しを添付すること。

3 上記1の事業所において雇用する警備業務に従事する者

	氏 名 (注2)	住 所 (注1)
1		
2		
3		
4		
5		
6		

※社会保険適用事業所及び警備員の雇用形態を証する書類として、現在有効な健康保険証の写し(氏名や事業所名が記載された面)又は現在有効な健康保険証がない者については日本年金機構から通知された直近の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し(提出対象でない者の情報はマスキングすること。)のほか、上記1の事業者(官公需適格組合にあっては当該組合又は組合員(組合が指定した札幌市内に所在地を有する組合員のいずれか))が納付義務者である労働局又は労働保険事務組合のいずれかが発行している直近の労働保険料の領収書写しを添付すること。なお、労働保険に係る継続事業の一括承認を受けている事業所の場合は、その旨を証する書類を併せて添付すること。また、上記の警備業務に従事する者として、上記2に掲げる者が労働基準法第9条に定める労働者の場合は、上記3の警備業務に従事する者に含めても良い。

4 契約締結前交付書面(警備業法第19条に定める書面。任意書式)

落札した場合、契約締結前に交付することを誓約します。

5 警備業の業務遂行に関する賠償責任保険証書の写し※

別添のとおり

【注 意】

1 警備員指導教育責任者等及び警備業務に従事する者の住所の記載にあっては、札幌市内に住所を有する方は「札幌市〇〇区」、札幌市外の近郊に住所を有する方は「〇〇市」のみの記載で構いません。

2 官公需適格組合にあっては、3の警備業務に従事する者の氏名の後に組合員名称を( )書〔例：〇〇〇〇(組合員名称)〕を記載すること

契約実績調書

(様式2)

申請者(入札参加者)名 \_\_\_\_\_

●札幌市、国、その他の官公庁又は民間企業における契約実績

契 約 名	発 注 者 名	契約金額(円)	契 約 期 間
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日
			自 年 月 日 至 年 月 日

【留意事項】

- 1 令和3年4月1日以降における警備業務の履行実績を記載すること(複数年契約の場合、履行期間1年ごとに1件の履行実績と見なすことができる)。
- 2 札幌市、国又はその他の官公庁の契約実績がある場合は、それを優先して記載すること。札幌市契約規則第25条第3号の規定を適用し、契約保証金を免除できる場合があります。
- 3 官公需適格組合の場合において、組合員の実績を記載する場合は、契約名の後に( )書で組合員名称[例:○○○○○業務(組合員名)]を記載すること。
- 4 契約実績を証する書面として、契約書の写し(契約名、発注者名、契約金額、契約期間が記載されているページを抜粋)を添付すること。なお、契約書の写しが提出できない場合は、上記記載内容が確認できる書面(発注書その他の発注者発行の書面の写しに限る)を提出すること。

# (案)

## 契 約 書

役務の名称 新西清掃事務所機械警備業務

上記の役務について、札幌市（以下「委託者」という。）と、  
（以下「受託者」という。）は、次のとおり契約を締結する。

- 1 契約金額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 2 履行期間 令和8年7月1日 から  
令和13年6月30日まで
- 3 契約保証金 受託者は、契約の締結と同時に、契約金額を1年間に換算した額の10/100に相当する契約保証金（金 円）を納めなければならない。ただし、札幌市契約規則第25条各号のいずれかに該当する場合は、免除することがある。
- 4 その他の事項 別紙条項のとおり

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

委託者 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広

受託者 住 所  
氏 名

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（設計図、見本等を含む。以下同じ。）に従い、この契約（この約款及び仕様書を内容とする役務契約をいう。以下同じ。）の履行にあたって適用される法令を遵守し、これを履行しなければならない。

2 受託者は、役務（この契約に基づき履行する役務をいう。以下同じ。）を、この契約の履行期間内において一月ごとに履行するものとし、委託者は、履行が完了した役務に対し、契約金額を支払うものとする。

3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。

4 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この約款に定める承諾、通知（第9条第2項を除く。）、請求、指示、催告、表示及び解除は、原則として書面にて行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約保証金)

第3条 受託者は、この契約の締結と同時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、委託者が、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第25条の規定に基づき契約保証金の納付を免除した場合は、この限りでない。

2 前項の契約保証金の額は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10以上としなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託してはならない。ただし、役務の一部であって、役務の性質上特に委託者がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

2 受託者は、前項ただし書の規定により役務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。

3 委託者は、前項の承諾にあたり、受託者に対して、受託者が第1項の規定ただし書の規定により役務の一部を委託する第三者の商号又は名称、住所、委託する役務の範囲、その他必要な事項の通知を求めることができる。

4 受託者は、第1項及び第2項の規定により役務の一部を第三者に委託した場合、委託者に対し、当該委託に基づく当該第三者の受託に係る全ての行為について責任を負うものとする。

(監督等)

第6条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、この契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、第13条の2の規定に基づき損害を賠償する場合を除き、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

い。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第9条 受託者は、一月ごとの役務を完了したときは、遅滞なくその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査(以下「完了検査」という。)を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、完了検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第10条 受託者は、完了検査に合格したときは、契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内(以下、「約定期間」という。)に前項の契約金額を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき事由により検査期間内に完了検査をしないときは、その期限を経過した日から完了検査の結果を通知した日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その差し引く日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、その超えた日において満了したものとみなす。

4 委託者は、この契約の履行に際して、一部履行しない役務がある場合には、第1項の契約金額から当該履行しない割合に相当する金額を減額することができる。

5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者と受託者との協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。

(履行遅延の場合における違約金等)

第11条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に一月ごとの役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

2 前項の違約金の額は、契約金額につき、当該月の月末の翌日から完了検査(第9条第3項で準用する場合を含む。)に合格した日までの日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年12月大蔵省告示第991号)において定める割合(以下「違約金算定率」という。)で計算した額(100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。ただし、遅延日数は、当該完了検査に要した日数を除くものとする。

3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。

4 受託者は、天災その他の受託者の責めに帰することができない事由により履行期間内に役務の履行ができないときは、委託者と協議のうえ、履行期間の延長を行うことができる。ただし、役務の性質上、特定の日時又は一定の期間内に履行

しなければ契約をした目的を達することができない場合においては、この限りでない。

- 5 委託者の責めに帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、違約金算定率で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第12条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額に契約期間の月数を乗じて得た額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。
  - (2) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
  - (3) 前2号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
  - 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(契約の解除等)

第13条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおいて、当該不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 履行期間内に一月ごとの役務の全部又は一部を履行しないとき。
  - (2) 第9条第3項の規定に基づき、委託者が指示した期間内に補正しないとき。
  - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反しているとき。
- 2 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約の解除をすることができる。
  - (1) 役務が履行不能であるとき。
  - (2) 役務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 役務の一部の履行が不能である場合又は役務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する履行済み部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
  - (4) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
  - (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定により一般競争入札に参加することができなくなったとき。
  - (6) この契約の締結若しくは履行又は入札に関し、不法の行為又は札幌市契約規則に違反する行為をしたとき。
  - (7) 第4条の規定に違反し、委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。

(8) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約、資材の購入契約その他この契約に関連する契約（トにおいて「関連契約」という。）の相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受託者が、イからホのいずれかに該当する者を関連契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受託者がこれに応じなかったとき。

チ 暴力団又は暴力団員に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき、又は契約を継続し難い重大な事由があると認められるとき。

3 委託者は、第1項又は前項（第8号を除く。）の規定により契約を解除した場合において、受託者が既に完了した部分の役務において提供を受ける必要があると認めたときは、当該完了部分の完了検査を行い、当該検査に合格した役務の提供を受けることができる。この場合、委託者は、当該提供を受けた役務の完了部分に相当する契約金額を受託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第2項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、委託者に対してその損害の賠償を求めることができない。

5 第1項各号又は第2項各号（第8号を除く。）に定める場合が、委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、第1項又第2項の規定による契約の解除をすることができない。

（契約が解除された場合等の賠償金）

第13条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、委託者は、契約金額を一年間に換算した額の100分の10に相当する金額（委託者に生じた実際の損害額が当該金額を超過する場合は、当該損害額）を賠償金として請求することができる。

- (1) 前条第1項又は第2項の規定によりこの契約が解除された場合
  - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金が納付されているときは、委託者は、当該契約保証金をもって第1項の賠償金に充当することができる。

（契約解除に伴う措置）

第13条の3 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、貸与品、支給材料等（使用済み部分を除く。以下同じ。）があるときは、遅滞なくこれらを委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品、支給材料等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者は、第13条の規定に基づきこの契約が解除された場合において、委託者が所有又は管理する履行場所（以下「履行場所」という。）に受託者が所有する器具、材料その他の物品があるときは、遅滞なく当該物品等を撤去（委託者に返還する貸与品、支給材料等については、委託者の指定する場所へ搬出。以下同じ。）するとともに、履行場所を原状に復して委託者へ明け渡さなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所の原状回復を行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物品等を処分し、履行場所の原状回復を行うことができる。この場合において、受託者は、委託者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、委託者が処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に規定する受託者が行う原状回復等の期限及び方法については、委託者が指示するものとする。

（契約保証金の返還）

第14条 委託者は、受託者が履行期間中の全ての役務を完了し、完了検査に合格したときは、契約保証金を返還しなければならない。

（裁判管轄）

第15条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。  
（その他）

第16条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働及び社会保険に関する法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

- 3 この約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議のうえ定めるものとする。